

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項並びに霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月15日提出
霧島市長 前田 終 止

記

1 損害賠償の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 損害賠償の額 金1,269,958円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、1,269,958円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件和解に関し、双方とも異議の申立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

霧島市隼人町真孝の国道10号において、本市が管理する消火栓の蓋が外れ、それにより生じた穴に左後輪が落ちた乗用車に同乗していた相手方が負傷したため、その損害を賠償し、和解しようとするものである。

(資料)

事故概要

1 事故発生日時 平成26年12月28日（日）午前3時頃

2 事故発生場所 霧島市隼人町真孝350番地1先

3 当事者（甲） 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 前田 終 止

（乙） ***

4 事故の概要 平成26年12月28日（日）午前3時頃、霧島市隼人町真孝の国道10号において、本市が管理する消火栓の蓋が外れて生じた穴に乗用車の左後輪が落ち、これに同乗していた相手方が負傷した。

5 過失割合 甲 100% 乙 0%

6 損害賠償金額 金1,269,958円

(資料)

